



平成27年5月15日

各 位

会社名 株式会社ヒガシマル
代表者名 代表取締役社長 東 紘一郎
(コード：2058 福証)
問合せ先 管 理 部 長 木通 昌生
(TEL 099-273-3859)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成27年5月15日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成27年6月26日開催予定の第36回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

社外取締役の機能を活用し、取締役会の監督機能とコーポレート・ガバナンス体制の強化を図るとともに、権限委譲による迅速な意思決定と業務執行により、経営の健全性と効率性を高めるため、監査等委員会設置会社に移行するべく、所要の定款変更を行うものがあります。

また、会社法改正によって責任限定契約を締結することができる役員等の範囲が変更されることに伴い、業務執行を行わない取締役につきましても責任限定契約を締結することによってその期待される役割を十分に発揮でき、また、取締役として有用な人材の招聘を継続的に行うことができるようにするため、定款の一部を変更するものであります。

その他、今後の事業展開及び事業内容の多様化に対応するため、現行定款第2条（目的）につきましても、目的事項の追加を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更内容は、別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日（予定）	平成27年6月26日
定款変更の効力発生日（予定）	平成27年6月26日

【別紙】定款変更の内容

変更内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p>第1条 (条文省略) (目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 (1)～(6) (条文記載省略)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(7) 前各号に附帯する一切の業務 第3条～第17条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(員数) 第18条 当社の取締役は、<u>15</u>名以内とする。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(選任方法) 第19条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p style="padding-left: 2em;">2 (条文省略) 3 (条文省略)</p> <p>第20条 (条文省略) (任期) 第21条 取締役の任期は、選任後<u>2</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p style="padding-left: 2em;"><u>2</u> 増員又は補欠として選任された取締役の任期は、<u>在任</u>取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p>(取締役会の設置) 第22条 当社は、取締役会を置く。 第23条 (条文省略) (取締役会の招集権者及び議長)</p>	<p>第1条 (現行どおり) (目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 (1)～(6) (現行どおり)</p> <p style="padding-left: 2em;"><u>(7) 料理飲食店の営業</u></p> <p>(8) 前各号に附帯する一切の業務 第3条～第17条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会<u>並びに監査等委員会</u></p> <p>(員数) 第18条 当社の<u>監査等委員である取締役以外の</u>取締役は、<u>10</u>名以内とする。 <u>2 当社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。</u></p> <p>(選任方法) 第19条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p style="padding-left: 2em;">2 (現行どおり) 3 (現行どおり)</p> <p>第20条 (現行どおり) (任期) 第21条 取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く。</u>)の任期は、選任後<u>1</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 <u>2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> <u>3 任期満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(取締役会及び監査等委員会の設置) 第22条 当社は、<u>取締役会及び監査等委員会</u>を置く。 第23条 (現行どおり) (取締役会の招集権者及び議長)</p>

<p>第24条 (条文省略) 2 (条文省略) (新設)</p> <p>(取締役会の招集通知) 第25条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(新設)</p> <p>(取締役会の決議方法等) 第26条 (条文省略) 2 当社は、取締役会の決議事項について、取締役(当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。<u>ただし、監査役が当該決議事項について異議を述べたときはこの限りでない。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(取締役会の議事録) 第27条 取締役会の議事録は、法令で定めるところにより書面又は電磁的記録をもって作成し、出席した取締役及び監査役は、これに署名若しくは記名押印し、又は電子署名を行う。</p> <p>2 前条第2項の議事録は、法令で定めるところにより書面又は電磁的</p>	<p>第24条 (現行どおり) 2 (現行どおり) 3 <u>第1項の規定にかかわらず、監査等委員会が選定する監査等委員は、取締役会を招集することができる。</u></p> <p>(取締役会の招集通知) 第25条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(監査等委員会の招集通知) 第26条 <u>監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>2 <u>監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p> <p>(取締役会の決議方法等) 第27条 (現行どおり) 2 当社は、取締役会の決議事項について、取締役(当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p> <p>(取締役への業務執行の決定の委任) 第28条 <u>当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p>(取締役会の議事録) 第29条 取締役会の議事録は、法令で定めるところにより書面又は電磁的記録をもって作成し、出席した取締役は、これに署名若しくは記名押印し、又は電子署名を行う。</p> <p>2 第27条第2項の議事録は、法令で定めるところにより書面又は電磁</p>
---	--

<p><u>日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p><u>2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。</u></p> <p><u>(監査役会の決議方法)</u></p> <p><u>第37条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p> <p><u>(監査役会の議事録)</u></p> <p><u>第38条 監査役会の議事録は、法令で定めるところにより書面又は電磁的記録をもって作成し、出席した監査役は、これに署名若しくは記名押印し、又は電子署名を行う。</u></p> <p><u>(監査役会規程)</u></p> <p><u>第39条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p> <p><u>(報酬等)</u></p> <p><u>第40条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p><u>(監査役の責任免除)</u></p> <p><u>第41条 当社は、会社法427条第1項の規定により、社外監査役との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>第6章 会計監査人</u></p> <p><u>第42条～第44条 (条文省略)</u> (報酬等)</p> <p><u>第45条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>第7章 計算</u></p> <p><u>第46条～第49条 (条文省略)</u></p>	<p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p style="text-align: center;"><u>第5章 会計監査人</u></p> <p><u>第34条～第36条 (現行どおり)</u> (報酬等)</p> <p><u>第37条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>第6章 計算</u></p> <p><u>第38条～第41条 (現行どおり)</u></p>
--	---

以上